

じてんしゃ くるま  
**自転車**ものれば**車**の  
**なかまいり**

ガーちゃん、  
のび  
 ヘルメット忘れてるゾ

あとな  
 大人もこどもも  
 みーんな、**カチツ**と!!



じてんしゃあんぜんりようごせき  
**自転車安全利用五則**

毎月10日は「自転車安全利用の日」**クレヨンしんちゃん**  
©2014 朝日新聞社・テレビ朝日

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

埼玉県警察

**5 1 ▶ 31 自転車月間**

**危険**

# ルールを無視した ペダル付き 電動バイク



ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの



## 自転車ではなく、 一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、  
一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



### 公道を走行するために必要なこと

Check 01

一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許



Check 02

ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け



Check 03

ナンバープレートの取付け・表示



Check 04

自動車損害賠償責任保険（共済）への加入



警察庁・埼玉県警察

